

令和2年さぬき市議会第1回臨時会議案

令和2年5月15日提出

市長提出議案

- 議案第45号 専決処分の承認について（さぬき市税条例等の一部改正）
- 議案第46号 専決処分の承認について（さぬき市国民健康保険税条例の一部改正）
- 議案第47号 専決処分の承認について（さぬき市税条例の一部改正）
- 議案第48号 専決処分の承認について（さぬき市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）
- 議案第49号 専決処分の承認について（令和2年度さぬき市一般会計補正予算（第2号））
- 議案第50号 専決処分の承認について（令和2年度さぬき市一般会計補正予算（第3号））
- 議案第51号 令和2年度さぬき市一般会計補正予算（第4号）について

議案第45号

専決処分の承認について（さぬき市税条例等の一部改正）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月15日提出

さぬき市長 大山茂樹

専 決 処 分 書

さぬき市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

さぬき市税条例等の一部改正について

さぬき市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

さぬき市税条例等の一部を改正する条例

(さぬき市税条例の一部改正)

第1条 さぬき市税条例(平成14年さぬき市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第36条の2第6項中「第5項」を「前項」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第

349条の3第29項」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第94条第4項中「第3項第1号」を「前項第1号」に改める。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の」を「第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)の」に改め、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「又は法附則第15条」を「又は附則第15条」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」

を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第26項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第27項第3号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第31項第1号」を「附則第15条第28項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第31項第2号」を「附則第15条第28項第2号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第10項とし、第12項を削り、同条第13項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第14項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第15項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第16項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第14項とし、同項の次に次の1項を加える。

15 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の2第17項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第19項とし、第21項を削り、同条第22項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第23項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第24項を削り、同条第25項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第22項とし、同条に次の2項を加える。

23 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分

の2とする。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第12条の前の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第13条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改める。

附則第22条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

(さぬき市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 さぬき市税条例等の一部を改正する条例（平成31年さぬき市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第1条中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第4条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(さぬき市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 さぬき市税条例の一部を改正する条例（令和元年さぬき市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、さぬき市税条例第24条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第2号を次のように改める。

(2) 削除

附則第1条第3号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削る。

附則第2条第1項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第36条の2第6項の改正規定及び第94条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後のさぬき市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による

2 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（次項及び第7項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税に

については、なお従前の例による。

(さぬき市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 さぬき市税条例等の一部を改正する条例(平成27年さぬき市条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第4条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(さぬき市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 さぬき市税条例の一部を改正する条例(平成29年さぬき市条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第5条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(さぬき市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 さぬき市税条例の一部を改正する条例(平成29年さぬき市条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第1号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(さぬき市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 さぬき市税条例等の一部を改正する条例(平成30年さぬき市条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第6条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第8条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第10条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

議案第46号

専決処分の承認について（さぬき市国民健康保険税条例の一部改正）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月15日提出

さぬき市長 大山茂樹

専 決 処 分 書

さぬき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

さぬき市長 大山 茂 樹

記

さぬき市国民健康保険税条例の一部改正について

さぬき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

さぬき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さぬき市国民健康保険税条例（平成14年さぬき市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第23条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後のさぬき市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（さぬき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 さぬき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和元年さぬき市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

議案第 47 号

専決処分の承認について（さぬき市税条例の一部改正）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 15 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

専 決 処 分 書

さぬき市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年4月30日

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

さぬき市税条例の一部改正について

さぬき市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

さぬき市税条例の一部を改正する条例

さぬき市税条例（平成14年さぬき市条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第10条中「附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2第22項中「をいう」の次に「。第25項において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

25 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は0（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあっては、0）とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第23条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

2 第10条第1項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権について、第10条第2項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第7号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第48号

専決処分の承認について（さぬき市後期高齢者医療に関する
条例の一部改正）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙の
とおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月15日提出

さぬき市長 大山茂樹

専 決 処 分 書

さぬき市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年4月28日

さぬき市長 大山茂樹

記

さぬき市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

さぬき市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

さぬき市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市後期高齢者医療に関する条例（平成20年さぬき市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第5項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、令和2年5月1日から施行する。

議案第49号

専決処分の承認について（令和2年度さぬき市一般会計補正予算
（第2号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月15日提出

さぬき市長 大山茂樹

専 決 処 分 書

令和2年度さぬき市一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年4月17日

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

令和2年度さぬき市一般会計補正予算（第2号）について

令和2年度さぬき市一般会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和2年度さぬき市一般会計補正予算
(第2号)

第1表 歳入歳出予算補正

香川県さぬき市

令和2年度さぬき市一般会計補正予算（第2号）

令和2年度さぬき市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,383,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年4月17日専決

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
55. 国庫支出金		2,416,517	15,624	2,432,141
	10. 国庫補助金	513,288	15,624	528,912
60. 県支出金		2,389,637	4,180	2,393,817
	10. 県補助金	1,363,889	4,180	1,368,069
75. 繰入金		2,492,609	2,196	2,494,805
	10. 基金繰入金	2,491,540	2,196	2,493,736
歳入	合計	26,361,800	22,000	26,383,800

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 総務費		3,273,281	480	3,273,761
	5. 総務管理費	2,808,299	480	2,808,779
15. 民生費		7,592,381	15,624	7,608,005
	10. 児童福祉費	3,070,062	15,624	3,085,686
50. 教育費		2,152,317	5,896	2,158,213
	20. 幼稚園費	333,524	4,180	337,704
	30. 社会教育費	410,183	1,716	411,899
歳出	合計	26,361,800	22,000	26,383,800

議案第50号

専決処分の承認について（令和2年度さぬき市一般会計補正予算
（第3号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙の
とおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月15日提出

さぬき市長 大山茂樹

専 決 処 分 書

令和2年度さぬき市一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年5月1日

さぬき市長 大山茂樹

記

令和2年度さぬき市一般会計補正予算（第3号）について

令和2年度さぬき市一般会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和2年度さぬき市一般会計補正予算
(第 3 号)

第1表 歳入歳出予算補正

香川県さぬき市

令和2年度さぬき市一般会計補正予算（第3号）

令和2年度さぬき市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,164,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,547,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月1日専決

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
55. 国庫支出金		2,432,141	4,911,345	7,343,486
	10. 国庫補助金	528,912	4,911,345	5,440,257
75. 繰入金		2,494,805	252,655	2,747,460
	10. 基金繰入金	2,493,736	252,655	2,746,391
歳入	合 計	26,383,800	5,164,000	31,547,800

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 総務費		3,273,761	4,860,000	8,133,761
	5. 総務管理費	2,808,779	4,860,000	7,668,779
15. 民生費		7,608,005	58,475	7,666,480
	5. 社会福祉費	3,999,459	1,034	4,000,493
	10. 児童福祉費	3,085,686	57,441	3,143,127
35. 商工費		484,866	245,525	730,391
	5. 商工費	484,866	245,525	730,391
歳出	合計	26,383,800	5,164,000	31,547,800

議案第51号

令和2年度さぬき市一般会計補正予算（第4号）について

令和2年度さぬき市一般会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年5月15日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和2年度さぬき市一般会計補正予算
(第 4 号)

第1表 歳入歳出予算補正

第2表 地方債補正

香川県さぬき市

令和2年度さぬき市一般会計補正予算（第4号）

令和2年度さぬき市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ109,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,657,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年5月15日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
55. 国庫支出金		7,343,486	53,663	7,397,149
	10. 国庫補助金	5,440,257	53,663	5,493,920
75. 繰入金		2,747,460	6,007	2,753,467
	10. 基金繰入金	2,746,391	6,007	2,752,398
85. 諸収入		919,602	1,630	921,232
	25. 雑収入	248,834	1,630	250,464
90. 市債		2,033,400	48,200	2,081,600
	5. 市債	2,033,400	48,200	2,081,600
歳入	合計	31,547,800	109,500	31,657,300

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
50. 教育費		2,158,213	109,500	2,267,713
	5. 教育総務費	573,686	107,326	681,012
	35. 保健体育費	508,491	2,174	510,665
歳出	合計	31,547,800	109,500	31,657,300

第 2 表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
教育施設整備事業	1,200	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	49,400	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
合 計	2,033,400				2,081,600			